会議録 (掲示用)

件 名	第5回子どもの未来応援条例(仮称)の制定に関作成課 こども未来局する検討委員会 作成課 こども福祉課
日 時	令和4年 6月3日(金) 10時00分~12時00分
場所	教委総合センター3階研修室
出席者	子どもの未来応援条例(仮称)の制定に関する検討委員会委員10人 オブザーバー(子どもの未来応援ワークショップ受託業者)
市出席者	こども未来局長、こども未来局次長、こども福祉課長
会 次 第	〇協議 (1)鹿児島市子どもの未来応援条例(仮称)の制定について (2)条例に盛り込まれることが望ましい事項
主な内容等	(○委員 ●事務局)
	(1) 鹿児島市子どもの未来応援条例(仮称)の制定について
	○連携は悪いことではないが、制度のはざまで踏み込めないことがある。つなぐだけではなく、一緒にできるところまで条例で読むことができれば、理念だけでなく、具体的なところに一歩踏み込める。●具体的な施策のバックボーンになるように、考え方を示すことができればと考えている。
	○条例の目的部分に現状の課題が書かれている。条例ができる事によって、これら の課題にどうアプローチするのか。課題へのアプローチがもう少し見えると、市 民にとって分かりやすいと思う。
	〇昨年度のアンケート調査の関係者にフィードバックできる取組があっても良い。
	(2) 条例に盛り込まれることが望ましい事項
	〇鹿児島の相談体制は受け身のイメージがある。相談体制の充実とはアウトリーチ のことなので、アウトリーチの視点を示しても良いのでは。
	〇市民と地域の役割が別々に書かれていることが重要だと思う。
	○箱ものを作って、子どもの居場所を作っても、面倒を見てくれる人がいないとい う問題もある。子ども達が求めているものを見ていかないといけない。
	〇子どもの定義について、他都市では18歳の年度末までとしている自治体もあるが、18歳未満とした理由は。
	●年齢については、児童福祉法や条約が18歳未満となっているので、18歳未満とした。条例では18歳未満と定義するが、施策の中で対象年齢についても検討する。